

第 1 7 回

浜坂町・温泉町

合 併 協 議 会

平成 1 7 年 3 月 1 9 日 (土)

浜坂町・温泉町合併協議会

第 17 回浜坂町・温泉町合併協議会次第

日 時 平成17年3月19日(土) 14:00 ~
場 所 浜坂町多目的集会施設 2階ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第32号

調整会議の結果について

報告第33号

平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算(第1号)について

報告第34号

平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について

(2) 協議事項

協議第66号

新町の名称の変更について

協議第67号

議会の議員の定数及び任期の取扱いの変更について

協議第68号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの変更について

協議第69号

合併期日の変更に伴う「その他協定項目」の調整方針の変更について

協議第70号

変更合併協定について

5 その他

6 閉 会

会 議 資 料

資 料 索 引

報 告 第 3 2 号	調整会議の結果について	P 1 ~ P 2
報 告 第 3 3 号	平成 1 6 年度浜坂町・温泉町合併協議会 補正予算（第 1 号）について	P 3 ~ P 1 0
報 告 第 3 4 号	平成 1 7 年度浜坂町・温泉町合併協議会 予算について	P 1 1 ~ P 1 9
協 議 第 6 6 号	新町の名称の変更について	P 2 0
協 議 第 6 7 号	議会の議員の定数及び任期の取扱いの変 更について	P 2 1 ~ P 2 2
協 議 第 6 8 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱 いの変更について	P 2 3 ~ P 2 4
協 議 第 6 9 号	合併期日の変更に伴う「その他協定項目」 の調整方針の変更について	P 2 5 ~ P 3 8
協 議 第 7 0 号	変更合併協定について	P 3 9 ~ P 5 0

報告第32号

調整会議の結果について

調整会議の結果について報告する。

平成17年3月19日報告

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 陰山 毅

調整会議の結果について

調整会議の結果を別紙のとおり報告する。

平成 年 月 日承認

調整会議開催状況

1. 第1回調整会議

日時 平成17年2月12日(土) 9:00～

場所 浜坂町役場 第1応接室

議題 新町の名称について

2. 第2回調整会議

日時 平成17年2月16日(水) 18:00～

場所 温泉町役場 町長室

議題 新町の名称について

3. 第3回調整会議

日時 平成17年2月23日(水) 18:00～

場所 浜坂町役場 第1応接室

議題 新町の名称について

4. 第4回調整会議

日時 平成17年3月9日(水) 18:00～

場所 浜坂町役場 第1応接室

議題 新町の名称について

報告第33号

平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）について

平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）について報告する。

平成17年3月19日報告

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 陰山 毅

平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）について

平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）を別紙のとおり調製したので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年度

浜坂町・温泉町合併協議会
補正予算書（第1号）

浜坂町・温泉町合併協議会

平成16年度 浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）

平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,453千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年 3 月19日

浜坂町・温泉町合併協議会 会長 陰山 毅

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		14,420	2,934	11,486
	1 負担金	14,420	2,934	11,486
2 繰越金		1	1,481	1,482
	1 繰越金	1	1,481	1,482
歳 入 合 計		14,423	1,453	12,970

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 協議会費		14,323	1,453	12,870
	1 協議会費	14,323	1,453	12,870
歳 出 合 計		14,423	1,453	12,970

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 分担金及び負担金	14,420	2,934	11,486
2 繰越金	1	1,481	1,482
歳入合計	14,423	1,453	12,970

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 協議会費	14,323	1,453	12,870	0	0	0	1,453
歳出合計	14,423	1,453	12,970	0	0	0	1,453

2 歳入

第1款 分担金及び負担金

(単位：千円)

項	目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金額	
1 負担金		14,420	2,934	11,486			
	1 負担金	14,420	2,934	11,486	1 町負担金	2,934	町負担金 2,934 浜坂町 1,467 温泉町 1,467
計		14,420	2,934	11,486			

第2款 繰越金

(単位：千円)

項	目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金額	
1 繰越金		1	1,481	1,482			
	1 繰越金	1	1,481	1,482	1 前年度繰越金	1,481	前年度繰越金
計		1	1,481	1,482			

3 歳出

第1款 協議会費

(単位：千円)

項目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県 支出金	地方債	その他				
1 協議会費	14,323	1,453	12,870				1,453			
1 協議会費	14,323	1,453	12,870				1,453	1 報 酬	126	協議会委員報酬
								4 共 済 費	13	保険料
								9 旅 費	17	費用弁償
								11 需 用 費	758	消耗品費 596 燃料費 32 修繕費 130
								12 役 務 費	59	通信運搬費
								13 業 務 委 託 料	522	業務委託料
								14 使 用 料 及 び 賃 借 料	135	自動車リース料 56 事務所使用料 79
								19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	65	負担金 事務所等経費負担金 65
								23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	10	一時借入金利子
計	14,323	1,453	12,870				1,453			

報告第34号

平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について

平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について報告する。

平成17年3月19日報告

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 陰山 毅

平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について

平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会予算を別紙のとおり調製したので報告する。

平成 年 月 日承認

平成17年度

浜坂町・温泉町合併協議会予算書

浜坂町・温泉町合併協議会

平成17年度 浜坂町・温泉町合併協議会予算

平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,433千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000千円と定める。

平成17年 3 月19日

浜坂町・温泉町合併協議会 会長 陰 山 毅

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		8,430
	1 負担金	8,430
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		8,433

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 協議会費		8,333
	1 協議会費	8,333
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		8,433

予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 分担金及び負担金	8,430	14,420	5,990
2 繰越金	1	1	0
3 諸収入	2	2	0
歳 入 合 計	8,433	14,423	5,990

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 協議会費	8,333	14,323	5,990	0	0	0	8,333
2 予備費	100	100	0	0	0	0	100
歳 出 合 計	8,433	14,423	5,990	0	0	0	8,433

2 歳入

第1款 分担金及び負担金

(単位：千円)

項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
					区分	金額	
1 負担金		8,430	14,420	5,990			
	1 負担金	8,430	14,420	5,990	1 町負担金	8,430	町負担金 8,430 浜坂町 4,215 温泉町 4,215
計		8,430	14,420	5,990			

第2款 繰越金

(単位：千円)

項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
					区分	金額	
1 繰越金		1	1	0			
	1 繰越金	1	1	0	1 前年度繰越金	1	前年度繰越金
計		1	1	0			

第3款 諸収入

(単位：千円)

項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
					区分	金額	
1 預金利子		1	1	0			
	1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子
2 雑入		1	1	0			
	1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入
計		2	2	0			

3 歳出

第1款 協議会費

(単位：千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫 支出金	地方債	その他				
1 協議会費	8,333	14,323	5,990				8,333			
1 協議会費	8,333	14,323	5,990				8,333	1 報酬	711	協議会委員報酬 342 監査委員報酬 60 特別職等報酬等検討委員報酬 192 町章選定委員報酬 117
								4 共済費	10	保険料
								8 報償費	260	町章選定報償金
								9 旅費	179	費用弁償 119 普通旅費 60
								11 需用費	1,978	消耗品費 1,006 燃料費 38 食糧費 38 印刷製本費 723 修繕料 173
								12 役務費	380	通信運搬費 280 手数料 100
								13 委託料	2,874	業務委託料
								14 使用料及び賃借料	650	コピー使用料 51 自動車リース料 162 有料道路通行料 100 事務所使用料 303 その他使用料 34
								19 負担金補助及び交付金	1,290	負担金 臨時職員人件費負担金 1,104 事務所等経費負担金 186
								23 償還金利子及び割引料	1	一時借入金利子
計	8,333	14,323	5,990				8,333			

第2款 予備費

(単位：千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫 支出金	地方債	その他				
1 予備費	100	100	0				100			
1 予備費	100	100	0				100			
計	100	100	0				100			

協議第66号

新町の名称の変更について

新町の名称の変更について提出する。

平成17年3月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 陰山 毅

協定項目	3	新町の名称の変更について
<p>平成16年7月9日に開催した第10回合併協議会において確認された新町の名称について、下記のとおり改める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>「新町の名称は、温泉町（おんせんちょう）とする。」を「新町の名称は、新温泉町（しんおんせんちょう）とする。ただし、合併後検討する。」に改める。</p>		

平成 年 月 日 確認・継続審議

協議第67号

議会の議員の定数及び任期の取扱いの変更について

議会の議員の定数及び任期の取扱いの変更について提出する。

平成17年3月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 陰山 毅

協定項目	7	議会の議員の定数及び任期の取扱いの変更について
<p>平成16年2月18日に開催した第5回合併協議会において確認された議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり改める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>「(1)議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。」を</p> <p>「(1)合併後50日以内に設置選挙を行う。」に、</p> <p>「(2)選挙区は1選挙区とし、在任期間終了後の議員の定数は20人とする。」を</p> <p>「(2)選挙区は1選挙区とし、議員の定数は20人とする。」に改める。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

合併期日の変更に伴う「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の調整方針の変更について

合併期日の変更に伴い、合併協定項目「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の調整方針を下記のとおり変更する。

記

区 分	調整方針等
変更前	<p>(1) <u>議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。</u></p> <p>(2) <u>選挙区は1選挙区とし、在任期間終了後の議員の定数は20人とする。</u></p>
変更後	<p>(1) <u>合併後50日以内に設置選挙を行う。</u></p> <p>(2) <u>選挙区は1選挙区とし、議員の定数は20人とする。</u></p>
変更理由	<p>合併期日の変更（平成17年10月1日）により、議会の議員の任期に不整合が生じたため。 財政事情等を勘案し、可及的速やかに合併効果が発揮できるよう設置選挙とすることが望ましいと思われる。</p>

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの変更について

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの変更について提出する。

平成17年3月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 陰山 毅

協定項目	8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの変更について
<p>平成16年2月18日に開催した第5回合併協議会において確認された農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり改める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>「(1)農業委員会の委員は、新町に1つの農業委員会を置き、浜坂町、温泉町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。」を</p> <p>「(1)新町に1つの農業委員会を置き、合併後50日以内に設置選挙を行う。」に、</p> <p>「(3)農業委員会の選挙による委員の定数は、17人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積・農家戸数の比率等を加味し、浜坂町8人、温泉町9人とする。選任による委員は、議会推薦は4人とし、農業団体推薦委員1人とする。合併後初めて行われる一般選挙から適用する。」を</p> <p>「(3)農業委員会の選挙による委員の定数は、17人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積・農家戸数の比率等を加味し、浜坂町8人、温泉町9人とする。選任による委員は、議会推薦は4人とし、農業団体推薦委員1人とする。」に改める。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

合併期日の変更に伴う「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」の調整方針の変更について

合併期日の変更に伴い、合併協定項目「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」の調整方針を下記のとおり変更する。

記

区 分	調整方針等
変更前	<p>(1) <u>農業委員会の委員は、新町に1つの農業委員会を置き、浜坂町、温泉町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</u></p> <p>(2) 選挙の単位は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、選挙区制とする。なお、選挙区は、浜坂町、温泉町のそれぞれの区域とする。</p> <p>(3) 農業委員会の選挙による委員の定数は、17人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積・農家戸数の比率等を加味し、浜坂町8人、温泉町9人とする。選任による委員は、議会推薦は4人とし、農業団体推薦委員1人とする。<u>合併後初めて行われる一般選挙から適用する。</u></p>
変更後	<p>(1) 新町に1つの農業委員会を置き、<u>合併後50日以内に設置選挙を行う。</u></p> <p>(2) 選挙の単位は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、選挙区制とする。なお、選挙区は、浜坂町、温泉町のそれぞれの区域とする。</p> <p>(3) 農業委員会の選挙による委員の定数は、17人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積・農家戸数の比率等を加味し、浜坂町8人、温泉町9人とする。選任による委員は、議会推薦は4人とし、農業団体推薦委員1人とする。</p>
変更理由	<p>合併期日の変更（平成17年10月1日）により、農業委員会の委員の任期に不整合が生じたため。</p> <p>財政事情等を勘案し、可及的速やかに合併効果が発揮できるよう設置選挙とすることが望ましいと思われる。</p>

協議第69号

合併期日の変更に伴う「その他協定項目」の調整方針の変更について

合併期日の変更に伴う「その他協定項目」の調整方針の変更について提出する。

平成17年3月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 陰山 毅

協定項目	別紙	合併期日の変更に伴う「その他協定項目」の調整方針の変更について
合併期日の変更に伴い、「その他協定項目」の調整方針を別紙のとおり改める。		

平成 年 月 日 確認・継続審議

合併期日の変更に伴う「その他協定項目」の調整方針の変更について

合併期日の変更に伴い、「その他協定項目」の調整方針を次のとおり変更する。

9. 地方税の取扱い

「(2) 国民健康保険税は、均一課税とする。」を

「(2) 国民健康保険税は、平成18年度から均一課税とする。」とする。

2.1. 介護保険事業の取扱い

「(2) 介護保険料は、温泉町の例を基本に統一する。」を

「(2) 介護保険料は、平成18年度から温泉町の例を基本に統一する。」に、

「(4) 介護認定審査会は、合併時までに調整する。」を

「(4) 介護認定審査会は、合併時に設置する。」とする。

2.2. 消防団の取扱い

「(2) 消防施設の建設、修繕、運営は、温泉町の例により統一する。消防衣服等は、現物支給とし、浜坂町の補助金は廃止する。温泉町の正副分団長協議会への交付金は廃止し、新町において新たに分団長協議会を設置する。機械器具管理交付金は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。ただし、浜坂町の分団自動車借上料は廃止する。」を

「(2) 消防施設の建設、修繕、運営は、平成18年度から温泉町の例により統一する。消防衣服等は、平成18年度から現物支給とし、浜坂町の補助金は廃止する。温泉町の正副分団長協議会への交付金は廃止し、新町において新たに分団長協議会を設置する。機械器具管理交付金は、平成18年度から温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。ただし、浜坂町の分団自動車借上料は、平成18年度から廃止する。」に、

「(3) 報酬は、現行の支給総額を上回らない範囲で調整する。出動手当及び年末警戒手当は、浜坂町の例により統一し、機関出動手当は廃止する。」を

「(3) 報酬は、平成18年度から現行の支給総額を上回らない範囲で調整する。出動手当及び年末警戒手当は、平成18年度から浜坂町の例により統一し、機関出動手当は廃止する。」とする。

2.3 - 2 総務関係事務事業の取扱い

「(3) 自治会及び連合自治会、区長協議会は、現行のまま引き継ぎ、合併後1年以内に調整する。地縁団体は、現行のまま引き継ぐ。」を

「(3) 自治会及び連合自治会、区長協議会は、現行のまま引き継ぎ、平成18年度までに調整する。地縁団体は、現行のまま引き継ぐ。」とする。

23-3 企画関係事務事業の取扱い

「(1) 町営バス運行事業、ゆめぐりエクスプレス運行事業、地方バス等公共交通確保維持対策事業及び地方バス路線維持対策事業は、浜坂町の例により統一する。鉄道対策事業は、浜坂町の例により引き継ぐ。空港対策事業の但馬空港利用助成は、合併時に統一する。ただし、小学校の実施する社会見学等は、浜坂町の例による。ヘリコプター利用助成は、温泉町の例により引き継ぐ。」を

「(1) 町営バス運行事業、ゆめぐりエクスプレス運行事業、地方バス等公共交通確保維持対策事業及び地方バス路線維持対策事業は、平成18年度から浜坂町の例により統一する。鉄道対策事業は、浜坂町の例により引き継ぐ。空港対策事業の但馬空港利用助成は、合併時に統一する。ただし、小学校の実施する社会見学等は、浜坂町の例による。ヘリコプター利用助成は、温泉町の例により引き継ぐ。」とする。

23-7 保健医療関係事務事業の取扱い

「(1) 健康診査・検診は、温泉町の例を基本に統一する。人間ドックは、現行のまま引き継ぐ。節目検診は、温泉町の例により引き継ぐ。」を

「(1) 健康診査・検診は、平成18年度から温泉町の例を基本に統一する。人間ドックは、現行のまま引き継ぐ。節目検診は、平成18年度から温泉町の例により引き継ぐ。」に、

「(2) 乳幼児健診は、統一する。ただし、実施会場は、当分の間2会場とする。母子保健推進員は、浜坂町の例により統一する。」を

「(2) 乳幼児健診は、平成18年度から統一する。ただし、実施会場は、当分の間2会場とする。母子保健推進員は、平成18年度から浜坂町の例により統一する。」に、

「(6) 食生活改善推進員は、合併後速やかに再編する。経費は、合併までに調整する。健康づくり推進協議会は、合併後速やかに再編する。」を

「(6) 食生活改善推進員は、平成18年度から再編する。経費は、合併までに調整する。健康づくり推進協議会は、平成18年度から再編する。」とする。

23-8 福祉関係事務事業の取扱い

「(1) 障害者福祉金は、温泉町の例により見直しの上、精神障害者を加えた形で統一する。障害者団体は、統合できるよう調整に努める。補助金は、統一の方向で調整する。」を

「(1) 障害者福祉金は、平成18年度から温泉町の例により見直しの上、精神障害者を加えた形で統一する。障害者団体は、統合できるよう調整に努める。補助金は、統一の方向で調整する。」に、

「(2) 民生委員・児童委員は、現行のまま引き継ぐ。補助金は、統一する。」を

「(2) 民生委員・児童委員は、現行のまま引き継ぐ。補助金は、平成18年度から統一する。」に、

「(4) 在宅老人介護手当支給事業は、浜坂町の例を見直しの上統一する。」を

「(4) 在宅老人介護手当支給事業は、平成18年度から浜坂町の例を見直しの上統一する。」に、

「(5) 軽度生活援助事業は、浜坂町の例を見直しの上統一する。」を

「(5) 軽度生活援助事業は、平成18年度から浜坂町の例を見直しの上統一する。」に、

「(6) 生きがい活動支援通所事業は、委託単価等を見直しの上再編する。」を

「(6) 生きがい活動支援通所事業は、平成18年度から委託単価等を見直しの上再編する。」に、

「(7) 婦人共励会は、統合する。補助金は、他団体との均衡を勘案の上、温泉町の例により統一する。」を

「(7) 婦人共励会は、平成18年度から統合する。補助金は、他団体との均衡を勘案の上、温泉町の例により統一する。」に、

「(8) 単位老人クラブの組織は、現行のまま引き継ぐ。単位老人クラブへの補助金は、県の補助基準額の範囲内で調整する。ただし、小規模老人クラブは、県の補助基準額の3分の1の範囲内とする。老人クラブ連合会の組織は、統合し、補助金は、県の補助基準額の範囲内で調整する。」を

「(8) 単位老人クラブの組織は、現行のまま引き継ぐ。単位老人クラブへの補助金は、平成18年度から県の補助基準額の範囲内で調整する。ただし、小規模老人クラブは、県の補助基準額の3分の1の範囲内とする。老人クラブ連合会の組織は、平成18年度から統合し、補助金は、県の補助基準額の範囲内で調整する。」に、

「(9) 長寿祝金等支給事業は、再編する。支給対象者は百寿者のみとし、温泉町の長寿、米寿祝金は、廃止する。」を

「(9) 長寿祝金等支給事業は、平成18年度から再編する。支給対象者は百寿者のみとし、温泉町の長寿、米寿祝金は、廃止する。」に、

「(11) 長寿等祝福事業は、再編する。最高齢者(男女)、最高齢夫婦への祝品は、廃止する。県長寿祝金支給事業対象者への祝品配布対象者は、米寿者のみとする。」を

「(11) 長寿等祝福事業は、平成18年度から再編する。最高齢者(男女)、最高齢夫婦への祝品は、廃止する。祝品配布対象者は、米寿者のみとする。」に、

「(12) 乳幼児医療費助成、重度心身障害者助成は、温泉町の例により統一する。」を

「(12) 乳幼児医療費助成、重度心身障害者助成は、平成18年度から温泉町の例により統一する。」に、

「(13) 高齢重度心身障害者特別医療費助成、母子家庭等医療費助成は、浜坂町の例を基本に見直しの上再編する。」を

「(13) 高齢重度心身障害者特別医療費助成、母子家庭等医療費助成は、平成18年度から浜坂町の例を基本に見直しの上再編する。」に、

「(14) 寡婦医療費助成、老人医療費助成は、温泉町の例を基本に見直しの上再編する。」を

「(14) 寡婦医療費助成、老人医療費助成は、平成18年度から温泉町の例を基本に見直しの上再編する。」に、

「(15) 敬老祝福事業は、再編する。敬老会事業は、廃止する。祝品配布対象者は、「数え75歳以上の同級生」とする。ただし、平成17年度は、「数え74歳以上の同級生」とする。区長町内会長への祝品配布手数料は、廃止する。」を

「(15) 敬老祝福事業は、平成18年度から再編する。敬老会事業は、廃止する。祝品配布対象者は、平成19年度から「数え75歳以上の同級生」とし、平成17年度、18年度は調整期間とする。区長町内会長への祝品配布手数料は、廃止する。」に、

「(16) 福祉タクシー事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。」を

「(16) 福祉タクシー事業は、平成18年度から温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。」とする。

23-9 農林水産関係事務事業の取扱い

「(1) 産地づくり交付金は、統一する。集落転作推進活動事業は、見直しの上引き継ぐ。利子補給は、統一する。農会長協議会は再編し、その他の団体・組織の定額助成は、廃止の方向で調整する。」を

「(1) 産地づくり交付金は、平成18年度から統一する。集落転作推進活動事業は、平成18年度から見直しの上引き継ぐ。利子補給は、平成18年度から統一する。農会長協議会は再編し、その他の団体・組織の定額助成は、廃止の方向で調整する。」に、

「(2) 町単独の事業助成は、適時適切な助成が行えるよう再編する。ただし、施設整備助成は、土地改良事業を含め温泉町の例を見直しの上統一する。」を

「(2) 町単独の事業助成は、平成18年度から適時適切な助成が行えるよう再編する。ただし、施設整備助成は、平成18年度から土地改良事業を含め温泉町の例を見直しの上統一する。」に、

「(3) 土地改良事業にかかる農業用施設の町単独修繕工事分担金は、廃止する。」を

「(3) 土地改良事業にかかる農業用施設の町単独修繕工事分担金は、平成18年度から廃止する。」に、

「(4) 林道整備事業にかかる分担金は、浜坂町の例により統一する。作業道開設事業及び枝打推進事業にかかる補助金は、温泉町の例により統一する。」を

「(4) 林道整備事業にかかる分担金は、平成18年度から浜坂町の例により統一する。作業道開設事業及び枝打推進事業にかかる補助金は、平成18年度から温泉町の例により統一する。」に、

「(5) 有害鳥獣対策事業は、温泉町の例により統一する。」を

「(5) 有害鳥獣対策事業は、平成18年度から温泉町の例により統一する。」に、

「(6) 緑の募金は、浜坂町の例により引き継ぎ、温泉町の緑化推進事業は、廃止する。」を

「(6) 緑の募金は、平成18年度から浜坂町の例により引き継ぎ、温泉町の緑化推進事業は、平成18年度から廃止する。」に、

「(7) 和牛振興組合及び和牛振興会は、統一できるよう調整に努める。」を

「(7) 和牛振興組合及び和牛振興会は、平成18年度から統一できるよう調整に努める。」に、

「(8) 子牛品評会と子牛共進会は統一し、2才雌牛共進会及び県畜産共進会にかかる補助金は、引き継ぐ。」を

「(8) 子牛品評会と子牛共進会は平成18年度から統一し、2才雌牛共進会及び県畜産共進会にかかる補助金は、引き継ぐ。」に、

「(9) 子牛流死産互助共済事業は、温泉町の例により引き継ぐ。」を

「(9) 子牛流死産互助共済事業は、平成18年9月から温泉町の例により引き継ぐ。」に、

「(11) 優良牛確保事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。」を

「(11) 優良牛確保事業は、平成18年度から温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。」に、

「(13) 施設整備事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。」を

「(13) 施設整備事業は、平成18年度から温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。」に、

「(15) 岸田川漁業協同組合の定額助成は、廃止する。稚魚等放流事業及び外来魚駆除事業は、引き継ぐ。」を

「(15) 岸田川漁業協同組合の定額助成は、平成18年度から廃止する。稚魚等放流事業及び外来魚駆除事業は、引き継ぐ。」に、

「(16) アワビ等中間育成種苗導入事業及び漁獲共済加入促進事業は、引き継ぐ。漁船建造資金利子補給は、見直しの上引き継ぐ。」を

「(16) アワビ等中間育成種苗導入事業及び漁獲共済加入促進事業は、引き継ぐ。漁船建造資金利子補給は、平成18年度から見直しの上引き継ぐ。」とする。

23 - 10 商工観光関係事務事業の取扱い

「(1) 商工会は、合併後の速やかな統合に向けて調整に努める。商店街振興事業のイベントは、継続する。ただし、プレミアム商品券は見直す。企業誘致助成は継続する。ただし、温泉町若者定住就労及び雇用促進奨励金と同様の助成は見直す。融資制度は継続する。ただし、限度額は温泉町の例により統一し、短期償還期限は浜坂町の例により統一する。」を

「(1) 商工会は、合併後の速やかな統合に向けて調整に努める。商店街振興事業のイベントは、継続する。ただし、プレミアム商品券は平成18年度から見直す。企業誘致助成は継続する。ただし、温泉町若者定住就労及び雇用促進奨励金と同様の助成は、平成18年度から見直す。融資制度は継続する。ただし、限度額は温泉町の例により統一し、短期償還期限は浜坂町の例により統一する。」に、

「(2) 新卒・Uターン就業者激励会は、単独で実施する。住宅資金助成事業は、廃止する。就労・雇用助成事業は見直す。杜氏組合は、温泉町の例により統一する。各事業は見直す。」を

「(2) 就労・雇用助成事業は、平成18年度から見直す。杜氏組合は、温泉町の例により統一する。各事業は見直す。」に、

「(5) 温泉源は、現行のまま引き継ぐ。ただし、温泉審議会は、温泉町の例を基準に統一する。」を

「(5) 温泉源は、現行のまま引き継ぐ。ただし、温泉審議会は、平成18年度から温泉町の例を基準に統一する。」とする。

23 - 11 建設関係事務事業の取扱い

「(1) 除雪路線及び除雪機械は、現行のまま引き継ぎ、除雪形態等は、合併後速やかに調整する。共同除雪用機械等導入事業は、温泉町の例により引き継ぐ。」を

「(1) 除雪路線及び除雪機械は、現行のまま引き継ぎ、除雪形態等は、合併後速やかに調整する。共同除雪用機械等導入事業は、平成18年度から温泉町の例により引き継ぐ。」に、

「(3) 道路整備にかかる分担金は、廃止する。狭小道路整備事業及び町道簡易舗装材料支給事業は、温泉町の例により引き継ぐ。」を

「(3) 道路整備にかかる分担金は、平成17年度で廃止する。狭小道路整備事業及び町道簡易舗装材料支給事業は、平成18年度から温泉町の例により引き継ぐ。」とする。

23 - 13 学校教育関係事務事業の取扱い

「(2) 校外活動に対する助成は、温泉町の例を基本に見直しの上統一する。」を

「(2) 校外活動に対する助成は、平成18年度から温泉町の例を基本に見直しの上統一する。」に、

「(6) 通園費助成は、現行のまま引き継ぐ。通学費助成は、現行のまま引き継ぎ、合併後1年以内に統一する。」を

「(6) 通園費及び通学費助成は、平成18年度から統一する。」とする。

23 - 14 社会教育関係事務事業の取扱い

「(1) 成人学級は、現行のまま引き継ぎ、合併後3年を目途に調整する。高齢者学級、障害者学級は、統合する。ただし、高齢者学級の会場は、2会場とする。公民館活動は、現行を基本に引き継ぐ。生涯学習広報誌は、平成18年度に統一する。」を

「(1) 成人学級は、現行のまま引き継ぎ、合併後3年を目途に調整する。高齢者学級、障害者学級は、平成18年度から統合する。ただし、高齢者学級の会場は、2会場とする。公民館活動は、現行を基本に引き継ぐ。生涯学習広報誌は、平成18年度に統一する。」に、

「(2) 人権啓発推進委員会は、現行のまま引き継ぐ。人権を考えるフェスティバル・人権講演会及び広報誌は、統一する。同和教育協議会、人権・同和教育協議会は、統一する。ただし、当分の間、旧町に支部を設置する。地域改善対策推進協議会は、現行のまま引き継ぐ。文化会館活動、ささゆり学級・ひまわり学級は、現行のまま引き継ぐ。奨学奨励金は、廃止の方向で調整する。」を

「(2) 人権啓発推進委員会は、現行のまま引き継ぐ。人権を考えるフェスティバル・人権講演会及び広報誌は、平成18年度から統一する。同和教育協議会、人権・同和教育協議会は、平成18年度から統一する。ただし、当分の間、旧町に支部を設置する。地域改善対策推進協議会は、現行のまま引き継ぐ。文化会館活動、ささゆり学級・ひまわり学級は、現行のまま引き継ぐ。奨学奨励金は、合併までに廃止する。」に、

「(4) 社会教育委員は、再編する。委員の数は、15人とする。」を

「(4) 社会教育委員は、平成18年度から再編する。委員の数は、15人とする。」に、

「(5) ホームステイ事業は、現行のまま引き継ぐ。交流事業は、合併後3年を目途に調整する。国際交流協会、国際交流実行委員会は、統合できるよう努める。」を

「(5) ホームステイ事業は、現行のまま引き継ぐ。交流事業は、合併後3年を目途に調整する。国際交流協会、国際交流実行委員会は、平成18年度から統合できるよう努める。」に、

「(6) 文化芸術活動は、基本的に現行のまま引き継ぐ。文化祭は、統合する。ただし、会場は2会場とする。地区文化祭は、現行のまま引き継ぐ。文化財は、現行のまま引き継ぎ、文化財審議委員会は、統合する。委員の数は、10人以内とする。」を

「(6) 文化芸術活動は、基本的に現行のまま引き継ぐ。文化祭は、平成18年度から統合する。ただし、会場は2会場とする。地区文化祭は、現行のまま引き継ぐ。文化財は、現行のまま引き継ぎ、文化財審議委員会は、平成18年度から統合する。委員の数は、10人以内とする。」に、

「(7) 成人式は、統一する。」を

「(7) 成人式は、平成18年度から統一する。」に、

「(9) P T A 連合会、子ども会育成連絡協議会、文化協会は、統合する。婦人会、体育協会は、合併後3年を目途に統合する。青年会は、現行のまま引き継ぐ。」を

「(9) P T A 連合会、子ども会育成連絡協議会、文化協会は、平成18年度から統合する。婦人会、体育協会は、合併後3年を目途に統合する。青年会は、現行のまま引き継ぐ。」に、

「(11) 町民センター図書室は、加藤文太郎記念図書館の分館として整備する。移動図書館車は、温泉町にも運行する。」を

「(11) 町民センター図書室は、平成18年度から加藤文太郎記念図書館の分館として整備する。移動図書館車は、平成18年度から温泉町にも運行する。」とする。

合併期日の変更に伴う「その他協定項目」の調整方針変更新旧対照表

旧調整方針	新調整方針
<p>9.地方税の取扱い (2) 国民健康保険税は、均一課税とする。</p>	<p>(2) 国民健康保険税は、平成18年度から均一課税とする。</p>
<p>21.介護保険事業の取扱い (2) 介護保険料は、温泉町の例を基本に統一する。 (4) 介護認定審査会は、合併時まで調整する。</p>	<p>(2) 介護保険料は、平成18年度から温泉町の例を基本に統一する。 (4) 介護認定審査会は、合併時に設置する。</p>
<p>22.消防団の取扱い (2) 消防施設の建設、修繕、運営は、温泉町の例により統一する。消防衣服等は、現物支給とし、浜坂町の補助金は廃止する。温泉町の正副分団長協議会への交付金は廃止し、新町において新たに分団長協議会を設置する。機械器具管理交付金は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。ただし、浜坂町の分団自動車借上料は廃止する。 (3) 報酬は、現行の支給総額を上回らない範囲で調整する。出勤手当及び年末警戒手当は、浜坂町の例により統一し、機関出勤手当は廃止する。</p>	<p>(2) 消防施設の建設、修繕、運営は、平成18年度から温泉町の例により統一する。消防衣服等は、平成18年度から現物支給とし、浜坂町の補助金は廃止する。温泉町の正副分団長協議会への交付金は廃止し、新町において新たに分団長協議会を設置する。機械器具管理交付金は、平成18年度から温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。ただし、浜坂町の分団自動車借上料は、平成18年度から廃止する。 (3) 報酬は、平成18年度から現行の支給総額を上回らない範囲で調整する。出勤手当及び年末警戒手当は、平成18年度から浜坂町の例により統一し、機関出勤手当は廃止する。</p>
<p>23-2 総務関係事務事業の取扱い (3) 自治会及び連合自治会、区長協議会は、現行のまま引き継ぎ、合併後1年以内に調整する。地縁団体は、現行のまま引き継ぐ。</p>	<p>(3) 自治会及び連合自治会、区長協議会は、現行のまま引き継ぎ、平成18年度までに調整する。地縁団体は、現行のまま引き継ぐ。</p>
<p>23-3 企画関係事務事業の取扱い (1) 町営バス運行事業、ゆめぐりエクスプレス運行事業、地方バス等公共交通確保維持対策事業及び地方バス路線維持対策事業は、浜坂町の例により統一する。鉄道対策事業は、浜坂町の例により引き継ぐ。空港対策事業の但馬空港利用助成は、合併時に統一する。ただし、小学校の実施する社会見学等は、浜坂町の例による。ヘリコプター利用助成は、温泉町の例により引き継ぐ。</p>	<p>(1) 町営バス運行事業、ゆめぐりエクスプレス運行事業、地方バス等公共交通確保維持対策事業及び地方バス路線維持対策事業は、平成18年度から浜坂町の例により統一する。鉄道対策事業は、浜坂町の例により引き継ぐ。空港対策事業の但馬空港利用助成は、合併時に統一する。ただし、小学校の実施する社会見学等は、浜坂町の例による。ヘリコプター利用助成は、温泉町の例により引き継ぐ。</p>
<p>23-7 保健医療関係事務事業の取扱い (1) 健康診査・検診は、温泉町の例を基本に統一する。人間ドックは、現行のまま引き継ぐ。節目検診は、温泉町の例により引き継ぐ。</p>	<p>(1) 健康診査・検診は、平成18年度から温泉町の例を基本に統一する。人間ドックは、現行のまま引き継ぐ。節目検診は、平成18年度から</p>

<p>(2) 乳幼児健診は、統一する。ただし、実施会場は、当分の間2会場とする。母子保健推進員は、浜坂町の例により統一する。</p> <p>(6) 食生活改善推進員は、<u>合併後速やかに再編する</u>。経費は、合併までに調整する。健康づくり推進協議会は、<u>合併後速やかに再編する</u>。</p>	<p>温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>(2) 乳幼児健診は、<u>平成18年度から統一する</u>。ただし、実施会場は、当分の間2会場とする。母子保健推進員は、<u>平成18年度から</u>浜坂町の例により統一する。</p> <p>(6) 食生活改善推進員は、<u>平成18年度から再編する</u>。経費は、合併までに調整する。健康づくり推進協議会は、<u>平成18年度から再編する</u>。</p>
<p>23-8 福祉関係事務事業の取扱い</p> <p>(1) 障害者福祉金は、温泉町の例により見直しの上、精神障害者を加えた形で統一する。障害者団体は、統合できるよう調整に努める。補助金は、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 民生委員・児童委員は、現行のまま引き継ぐ。補助金は、統一する。</p> <p>(4) 在宅老人介護手当支給事業は、浜坂町の例を見直しの上統一する。</p> <p>(5) 軽度生活援助事業は、浜坂町の例を見直しの上統一する。</p> <p>(6) 生きがい活動支援通所事業は、委託単価等を見直しの上再編する。</p> <p>(7) 婦人共励会は、統合する。補助金は、他団体との均衡を勘案の上、温泉町の例により統一する。</p> <p>(8) 単位老人クラブの組織は、現行のまま引き継ぐ。単位老人クラブへの補助金は、県の補助基準額の範囲内で調整する。ただし、小規模老人クラブは、県の補助基準額の3分の1の範囲内とする。老人クラブ連合会の組織は、統合し、補助金は、県の補助基準額の範囲内で調整する。</p> <p>(9) 長寿祝金等支給事業は、再編する。支給対象者は百寿者のみとし、温泉町の長寿、米寿祝金は、廃止する。</p> <p>(11) 長寿等祝福事業は、再編する。最高齢者(男女)、最高齢夫婦への祝品は、廃止する。県長寿祝金支給事業対象者への祝品配布対象者は、米寿者のみとする。</p> <p>(12) 乳幼児医療費助成、重度心身障害者助成は、温泉町の例により統一する。</p>	<p>(1) 障害者福祉金は、<u>平成18年度から温泉町の例により見直しの上、精神障害者を加えた形で統一する</u>。障害者団体は、統合できるよう調整に努める。補助金は、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 民生委員・児童委員は、現行のまま引き継ぐ。補助金は、<u>平成18年度から統一する</u>。</p> <p>(4) 在宅老人介護手当支給事業は、<u>平成18年度から浜坂町の例を見直しの上統一する</u>。</p> <p>(5) 軽度生活援助事業は、<u>平成18年度から浜坂町の例を見直しの上統一する</u>。</p> <p>(6) 生きがい活動支援通所事業は、<u>平成18年度から委託単価等を見直しの上再編する</u>。</p> <p>(7) 婦人共励会は、<u>平成18年度から統合する</u>。補助金は、他団体との均衡を勘案の上、温泉町の例により統一する。</p> <p>(8) 単位老人クラブの組織は、現行のまま引き継ぐ。単位老人クラブへの補助金は、<u>平成18年度から県の補助基準額の範囲内で調整する</u>。ただし、小規模老人クラブは、県の補助基準額の3分の1の範囲内とする。老人クラブ連合会の組織は、<u>平成18年度から統合し</u>、補助金は、県の補助基準額の範囲内で調整する。</p> <p>(9) 長寿祝金等支給事業は、<u>平成18年度から再編する</u>。支給対象者は百寿者のみとし、温泉町の長寿、米寿祝金は、廃止する。</p> <p>(11) 長寿等祝福事業は、<u>平成18年度から再編する</u>。最高齢者(男女)、最高齢夫婦への祝品は、廃止する。祝品配布対象者は、米寿者のみとする。</p> <p>(12) 乳幼児医療費助成、重度心身障害者助成は、<u>平成18年度から温泉町の例により統一する</u>。</p>

<p>(13) 高齢重度心身障害者特別医療費助成、母子家庭等医療費助成は、浜坂町の例を基本に見直しの上再編する。</p> <p>(14) 寡婦医療費助成、老人医療費助成は、温泉町の例を基本に見直しの上再編する。</p> <p>(15) 敬老祝福事業は、再編する。敬老会事業は、廃止する。祝品配布対象者は、「<u>数え75歳以上の同級生</u>」とする。ただし、平成17年度は、「<u>数え74歳以上の同級生</u>」とする。区長町内会長への祝品配布手数料は、廃止する。</p> <p>(16) 福祉タクシー事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。</p>	<p>(13) 高齢重度心身障害者特別医療費助成、母子家庭等医療費助成は、平成18年度から浜坂町の例を基本に見直しの上再編する。</p> <p>(14) 寡婦医療費助成、老人医療費助成は、平成18年度から温泉町の例を基本に見直しの上再編する。</p> <p>(15) 敬老祝福事業は、平成18年度から再編する。敬老会事業は、廃止する。祝品配布対象者は、平成19年度から「<u>数え75歳以上の同級生</u>」とし、平成17年度、18年度は調整期間とする。区長町内会長への祝品配布手数料は、廃止する。</p> <p>(16) 福祉タクシー事業は、平成18年度から温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。</p>
<p>23-9 農林水産関係事務事業の取扱い</p> <p>(1) 産地づくり交付金は、統一する。集落転作推進活動事業は、見直しの上引き継ぐ。利子補給は、統一する。農会長協議会は再編し、その他の団体・組織の定額助成は、廃止の方向で調整する。</p> <p>(2) 町単独の事業助成は、適時適切な助成が行えるよう再編する。ただし、施設整備助成は、土地改良事業を含め温泉町の例を見直しの上統一する。</p> <p>(3) 土地改良事業にかかる農業用施設の町単独修繕工事分担金は、廃止する。</p> <p>(4) 林道整備事業にかかる分担金は、浜坂町の例により統一する。作業道開設事業及び枝打推進事業にかかる補助金は、温泉町の例により統一する。</p> <p>(5) 有害鳥獣対策事業は、温泉町の例により統一する。</p> <p>(6) 緑の募金は、浜坂町の例により引き継ぎ、温泉町の緑化推進事業は、廃止する。</p> <p>(7) 和牛振興組合及び和牛振興会は、統一できるよう調整に努める。</p> <p>(8) 子牛品評会と子牛共進会は統一し、2才雌牛共進会及び県畜産共進会にかかる補助金は、引き継ぐ。</p> <p>(9) 子牛流死産互助共済事業は、温泉町の例により引き継ぐ。</p>	<p>(1) 産地づくり交付金は、平成18年度から統一する。集落転作推進活動事業は、平成18年度から見直しの上引き継ぐ。利子補給は、平成18年度から統一する。農会長協議会は再編し、その他の団体・組織の定額助成は、廃止の方向で調整する。</p> <p>(2) 町単独の事業助成は、平成18年度から適時適切な助成が行えるよう再編する。ただし、施設整備助成は、平成18年度から土地改良事業を含め温泉町の例を見直しの上統一する。</p> <p>(3) 土地改良事業にかかる農業用施設の町単独修繕工事分担金は、平成18年度から廃止する。</p> <p>(4) 林道整備事業にかかる分担金は、平成18年度から浜坂町の例により統一する。作業道開設事業及び枝打推進事業にかかる補助金は、平成18年度から温泉町の例により統一する。</p> <p>(5) 有害鳥獣対策事業は、平成18年度から温泉町の例により統一する。</p> <p>(6) 緑の募金は、平成18年度から浜坂町の例により引き継ぎ、温泉町の緑化推進事業は、平成18年度から廃止する。</p> <p>(7) 和牛振興組合及び和牛振興会は、平成18年度から統一できるよう調整に努める。</p> <p>(8) 子牛品評会と子牛共進会は平成18年度から統一し、2才雌牛共進会及び県畜産共進会にかかる補助金は、引き継ぐ。</p> <p>(9) 子牛流死産互助共済事業は、平成18年9月から温泉町の例により引き継ぐ。</p>

<p>(11)優良牛確保事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。</p> <p>(13)施設整備事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。</p> <p>(15)岸田川漁業協同組合の定額助成は、廃止する。稚魚等放流事業及び外来魚駆除事業は、引き継ぐ。</p> <p>(16)アワビ等中間育成種苗導入事業及び漁獲共済加入促進事業は、引き継ぐ。漁船建造資金利子補給は、見直しの上引き継ぐ。</p>	<p>(11)優良牛確保事業は、平成18年度から温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。</p> <p>(13)施設整備事業は、平成18年度から温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。</p> <p>(15)岸田川漁業協同組合の定額助成は、平成18年度から廃止する。稚魚等放流事業及び外来魚駆除事業は、引き継ぐ。</p> <p>(16)アワビ等中間育成種苗導入事業及び漁獲共済加入促進事業は、引き継ぐ。漁船建造資金利子補給は、平成18年度から見直しの上引き継ぐ。</p>
<p>23-10 商工観光関係事務事業の取扱い</p> <p>(1)商工会は、合併後の速やかな統合に向けて調整に努める。商店街振興事業のイベントは、継続する。ただし、プレミアム商品券は見直す。企業誘致助成は継続する。ただし、温泉町若者定住就労及び雇用促進奨励金と同様の助成は見直す。融資制度は継続する。ただし、限度額は温泉町の例により統一し、短期償還期限は浜坂町の例により統一する。</p> <p>(2)新卒・Uターン就業者激励会は、単独で実施する。住宅資金助成事業は、廃止する。就労・雇用助成事業は見直す。杜氏組合は、温泉町の例により統一する。各事業は見直す。</p> <p>(5)温泉源は、現行のまま引き継ぐ。ただし、温泉審議会は、温泉町の例を基準に統一する。</p>	<p>(1)商工会は、合併後の速やかな統合に向けて調整に努める。商店街振興事業のイベントは、継続する。ただし、プレミアム商品券は平成18年度から見直す。企業誘致助成は継続する。ただし、温泉町若者定住就労及び雇用促進奨励金と同様の助成は、平成18年度から見直す。融資制度は継続する。ただし、限度額は温泉町の例により統一し、短期償還期限は浜坂町の例により統一する。</p> <p>(2)就労・雇用助成事業は、平成18年度から見直す。杜氏組合は、温泉町の例により統一する。各事業は見直す。</p> <p>(5)温泉源は、現行のまま引き継ぐ。ただし、温泉審議会は、平成18年度から温泉町の例を基準に統一する。</p>
<p>23-11 建設関係事務事業の取扱い</p> <p>(1)除雪路線及び除雪機械は、現行のまま引き継ぎ、除雪形態等は、合併後速やかに調整する。共同除雪用機械等導入事業は、温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>(3)道路整備にかかる分担金は、廃止する。狭小道路整備事業及び町道簡易舗装材料支給事業は、温泉町の例により引き継ぐ。</p>	<p>(1)除雪路線及び除雪機械は、現行のまま引き継ぎ、除雪形態等は、合併後速やかに調整する。共同除雪用機械等導入事業は、平成18年度から温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>(3)道路整備にかかる分担金は、平成17年度で廃止する。狭小道路整備事業及び町道簡易舗装材料支給事業は、平成18年度から温泉町の例により引き継ぐ。</p>
<p>23-13 学校教育関係事務事業の取扱い</p> <p>(2)校外活動に対する助成は、温泉町の例を基本に見直しの上統一する。</p> <p>(6)通園費助成は、現行のまま引き継ぐ。通学費助成は、現行のまま引き継ぎ、合併後1年以内に統一する。</p>	<p>(2)校外活動に対する助成は、平成18年度から温泉町の例を基本に見直しの上統一する。</p> <p>(6)通園費及び通学費助成は、平成18年度から統一する。</p>

23-14 社会教育関係事務事業の取扱い

(1) 成人学級は、現行のまま引き継ぎ、合併後3年を目途に調整する。高齢者学級、障害者学級は、統合する。ただし、高齢者学級の会場は、2会場とする。公民館活動は、現行を基本に引き継ぐ。生涯学習広報誌は、平成18年度に統一する。

(2) 人権啓発推進委員会は、現行のまま引き継ぐ。人権を考えるフェスティバル・人権講演会及び広報誌は、統一する。同和教育協議会、人権・同和教育協議会は、統一する。ただし、当分の間、旧町に支部を設置する。地域改善対策推進協議会は、現行のまま引き継ぐ。文化会館活動、ささゆり学級・ひまわり学級は、現行のまま引き継ぐ。奨学奨励金は、廃止の方向で調整する。

(4) 社会教育委員は、再編する。委員の数は、15人とする。

(5) ホームステイ事業は、現行のまま引き継ぐ。交流事業は、合併後3年を目途に調整する。国際交流協会、国際交流実行委員会は、統合できるよう努める。

(6) 文化芸術活動は、基本的に現行のまま引き継ぐ。文化祭は、統合する。ただし、会場は2会場とする。地区文化祭は、現行のまま引き継ぐ。文化財は、現行のまま引き継ぎ、文化財審議委員会は、統合する。委員の数は、10人以内とする。

(7) 成人式は、統一する。

(9) PTA連合会、子ども会育成連絡協議会、文化協会は、統合する。婦人会、体育協会は、合併後3年を目途に統合する。青年会は、現行のまま引き継ぐ。

(11) 町民センター図書室は、加藤文太郎記念図書館の分館として整備する。移動図書館車は、温泉町にも運行する。

(1) 成人学級は、現行のまま引き継ぎ、合併後3年を目途に調整する。高齢者学級、障害者学級は、平成18年度から統合する。ただし、高齢者学級の会場は、2会場とする。公民館活動は、現行を基本に引き継ぐ。生涯学習広報誌は、平成18年度に統一する。

(2) 人権啓発推進委員会は、現行のまま引き継ぐ。人権を考えるフェスティバル・人権講演会及び広報誌は、平成18年度から統一する。同和教育協議会、人権・同和教育協議会は、平成18年度から統一する。ただし、当分の間、旧町に支部を設置する。地域改善対策推進協議会は、現行のまま引き継ぐ。文化会館活動、ささゆり学級・ひまわり学級は、現行のまま引き継ぐ。奨学奨励金は、合併までに廃止する。

(4) 社会教育委員は、平成18年度から再編する。委員の数は、15人とする。

(5) ホームステイ事業は、現行のまま引き継ぐ。交流事業は、合併後3年を目途に調整する。国際交流協会、国際交流実行委員会は、平成18年度から統合できるよう努める。

(6) 文化芸術活動は、基本的に現行のまま引き継ぐ。文化祭は、平成18年度から統合する。ただし、会場は2会場とする。地区文化祭は、現行のまま引き継ぐ。文化財は、現行のまま引き継ぎ、文化財審議委員会は、平成18年度から統合する。委員の数は、10人以内とする。

(7) 成人式は、平成18年度から統一する。

(9) PTA連合会、子ども会育成連絡協議会、文化協会は、平成18年度から統合する。婦人会、体育協会は、合併後3年を目途に統合する。青年会は、現行のまま引き継ぐ。

(11) 町民センター図書室は、平成18年度から加藤文太郎記念図書館の分館として整備する。移動図書館車は、平成18年度から温泉町にも運行する。

協議第70号

変更合併協定について

変更合併協定について提出する。

平成17年3月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 陰山 毅

変更合併協定について

変更合併協定については、別紙変更合併協定書のとおり確認する。

平成 年 月 日確認・継続審議

変更合併協定書

平成17年3月19日

浜坂町及び温泉町は、平成16年10月2日調印した浜坂町・温泉町合併協定書を、次のとおり変更する。

2. 合併の期日

「合併の期日は、平成17年4月1日とする。」を「合併の期日は、平成17年10月1日とする。」とする。

3. 新町の名称

「名称は、温泉町とする。」を「名称は、新温泉町とする。ただし、合併後検討する。」とする。

7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い

「(1) 議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。」を「(1) 合併後50日以内に設置選挙を行う。」に、「(2) 選挙区は1選挙区とし、在任期間終了後の議員の定数は20人とする。」を「(2) 選挙区は1選挙区とし、議員の定数は20人とする。」とする。

8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

「(1) 農業委員会の委員は、新町に1つの農業委員会を置き、浜坂町、温泉町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。」を「(1) 新町に1つの農業委員会を置き、合併後50日以内に設置選挙を行う。」に、「(3) 農業委員会の選挙による委員の定数は、17人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積・農家戸数の比率等を加味し、浜坂町8人、温泉町9人とする。選任による委員は、議会推薦は4人とし、農業団体推薦委員1人とする。合併後初めて行われる一般選挙から適用する。」を「(3) 農業委員会の選挙による委員の定数は、17人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積・農家戸数の比率等を加味し、浜坂町8人、温泉町9人とする。選任による委員は、議会推薦は4人とし、農業団体推薦委員1人とする。」とする。

9. 地方税の取扱い

「(2) 国民健康保険税は、均一課税とする。」を「(2) 国民健康保険税は、平成18

年度から均一課税とする。」とする。

2 1 . 介護保険事業の取扱い

「(2) 介護保険料は、温泉町の例を基本に統一する。」を「(2) 介護保険料は、平成 1 8 年度から温泉町の例を基本に統一する。」に、「(4) 介護認定審査会は、合併時までに調整する。」を「(4) 介護認定審査会は、合併時に設置する。」とする。

2 2 . 消防団の取扱い

「(2) 消防施設の建設、修繕、運営は、温泉町の例により統一する。消防衣服等は、現物支給とし、浜坂町の補助金は廃止する。温泉町の正副分団長協議会への交付金は廃止し、新町において新たに分団長協議会を設置する。機械器具管理交付金は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。ただし、浜坂町の分団自動車借上料は廃止する。」を「(2) 消防施設の建設、修繕、運営は、平成 1 8 年度から温泉町の例により統一する。消防衣服等は、平成 1 8 年度から現物支給とし、浜坂町の補助金は廃止する。温泉町の正副分団長協議会への交付金は廃止し、新町において新たに分団長協議会を設置する。機械器具管理交付金は、平成 1 8 年度から温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。ただし、浜坂町の分団自動車借上料は、平成 1 8 年度から廃止する。」に、「(3) 報酬は、現行の支給総額を上回らない範囲で調整する。出勤手当及び年末警戒手当は、浜坂町の例により統一し、機関出勤手当は廃止する。」を「(3) 報酬は、平成 1 8 年度から現行の支給総額を上回らない範囲で調整する。出勤手当及び年末警戒手当は、平成 1 8 年度から浜坂町の例により統一し、機関出勤手当は廃止する。」とする。

2 3 . 各種事務事業の取扱い

2 3 - 2 総務関係事務事業の取扱い

「(3) 自治会及び連合自治会、区長協議会は、現行のまま引き継ぎ、合併後 1 年以内に調整する。地縁団体は、現行のまま引き継ぐ。」を「(3) 自治会及び連合自治会、区長協議会は、現行のまま引き継ぎ、平成 1 8 年度までに調整する。地縁団体は、現行のまま引き継ぐ。」とする。

2 3 - 3 企画関係事務事業の取扱い

「(1) 町営バス運行事業、ゆめぐりエクスプレス運行事業、地方バス等公共交通確保維持対策事業及び地方バス路線維持対策事業は、浜坂町の例により統一する。鉄道対策事業は、浜坂町の例により引き継ぐ。空港対策事業の但馬空港利用助成は、合併時に統一する。ただし、小学校の実施する社会見学等は、浜坂町の例による。ヘリコプター利用助成は、温泉町の例により引き継ぐ。」を「(1) 町営バス運行事業、ゆめぐりエクスプレス運行事業、地方バス等公共交通確保維持対策事業及び地方バス路線維持対策事業は、平成 1 8 年度から浜坂町の例により統一する。鉄道対策事業は、浜坂町の例により引き継ぐ。空港対策事業の但馬空港利用助成は、合併時に統一する。ただし、小学校の

実施する社会見学等は、浜坂町の例による。ヘリコプター利用助成は、温泉町の例により引き継ぐ。」とする。

23-7 保健医療関係事務事業の取扱い

「(1) 健康診査・検診は、温泉町の例を基本に統一する。人間ドックは、現行のまま引き継ぐ。節目検診は、温泉町の例により引き継ぐ。」を「(1) 健康診査・検診は、平成18年度から温泉町の例を基本に統一する。人間ドックは、現行のまま引き継ぐ。節目検診は、平成18年度から温泉町の例により引き継ぐ。」に、「(2) 乳幼児健診は、統一する。ただし、実施会場は、当分の間2会場とする。母子保健推進員は、浜坂町の例により統一する。」を「(2) 乳幼児健診は、平成18年度から統一する。ただし、実施会場は、当分の間2会場とする。母子保健推進員は、平成18年度から浜坂町の例により統一する。」に、「(6) 食生活改善推進員は、合併後速やかに再編する。経費は、合併までに調整する。健康づくり推進協議会は、合併後速やかに再編する。」を「(6) 食生活改善推進員は、平成18年度から再編する。経費は、合併までに調整する。健康づくり推進協議会は、平成18年度から再編する。」とする。

23-8 福祉関係事務事業の取扱い

「(1) 障害者福祉金は、温泉町の例により見直しの上、精神障害者を加えた形で統一する。障害者団体は、統合できるよう調整に努める。補助金は、統一の方向で調整する。」を「(1) 障害者福祉金は、平成18年度から温泉町の例により見直しの上、精神障害者を加えた形で統一する。障害者団体は、統合できるよう調整に努める。補助金は、統一の方向で調整する。」に、「(2) 民生委員・児童委員は、現行のまま引き継ぐ。補助金は、統一する。」を「(2) 民生委員・児童委員は、現行のまま引き継ぐ。補助金は、平成18年度から統一する。」に、「(4) 在宅老人介護手当支給事業は、浜坂町の例を見直しの上統一する。」を「(4) 在宅老人介護手当支給事業は、平成18年度から浜坂町の例を見直しの上統一する。」に、「(5) 軽度生活援助事業は、浜坂町の例を見直しの上統一する。」を「(5) 軽度生活援助事業は、平成18年度から浜坂町の例を見直しの上統一する。」に、「(6) 生きがい活動支援通所事業は、委託単価等を見直しの上再編する。」を「(6) 生きがい活動支援通所事業は、平成18年度から委託単価等を見直しの上再編する。」に、「(7) 婦人共励会は、統合する。補助金は、他団体との均衡を勘案の上、温泉町の例により統一する。」を「(7) 婦人共励会は、平成18年度から統合する。補助金は、他団体との均衡を勘案の上、温泉町の例により統一する。」に、「(8) 単位老人クラブの組織は、現行のまま引き継ぐ。単位老人クラブへの補助金は、県の補助基準額の範囲内で調整する。ただし、小規模老人クラブは、県の補助基準額の3分の1の範囲内とする。老人クラブ連合会の組織は、統合し、補助金は、県の補助基準額の範囲内で調整する。」を「(8) 単位老人クラブの組織は、現行のまま引き継ぐ。単位老人クラブへの補助金は、平成18年度から県の補助基準額の範囲内で調整する。ただし、小規模老人クラブは、県の補助基準額の3分の1の範囲内とする。老人クラブ連合会の

組織は、平成18年度から統合し、補助金は、県の補助基準額の範囲内で調整する。」に、「(9)長寿祝金等支給事業は、再編する。支給対象者は百寿者のみとし、温泉町の長寿、米寿祝金は、廃止する。」を「(9)長寿祝金等支給事業は、平成18年度から再編する。支給対象者は百寿者のみとし、温泉町の長寿、米寿祝金は、廃止する。」に、「(11)長寿等祝福事業は、再編する。最高齢者(男女)、最高齢夫婦への祝品は、廃止する。県長寿祝金支給事業対象者への祝品配布対象者は、米寿者のみとする。」を「(11)長寿等祝福事業は、平成18年度から再編する。最高齢者(男女)、最高齢夫婦への祝品は、廃止する。祝品配布対象者は、米寿者のみとする。」に、「(12)乳幼児医療費助成、重度心身障害者助成は、温泉町の例により統一する。」を「(12)乳幼児医療費助成、重度心身障害者助成は、平成18年度から温泉町の例により統一する。」に、「(13)高齢重度心身障害者特別医療費助成、母子家庭等医療費助成は、浜坂町の例を基本に見直しの上再編する。」を「(13)高齢重度心身障害者特別医療費助成、母子家庭等医療費助成は、平成18年度から浜坂町の例を基本に見直しの上再編する。」に、「(14)寡婦医療費助成、老人医療費助成は、温泉町の例を基本に見直しの上再編する。」を「(14)寡婦医療費助成、老人医療費助成は、平成18年度から温泉町の例を基本に見直しの上再編する。」に、「(15)敬老祝福事業は、再編する。敬老会事業は、廃止する。祝品配布対象者は、「数え75歳以上の同級生」とする。ただし、平成17年度は、「数え74歳以上の同級生」とする。区長町内会長への祝品配布手数料は、廃止する。」を「(15)敬老祝福事業は、平成18年度から再編する。敬老会事業は、廃止する。祝品配布対象者は、平成19年度から「数え75歳以上の同級生」とし、平成17年度、18年度は調整期間とする。区長町内会長への祝品配布手数料は、廃止する。」に、「(16)福祉タクシー事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。」を「(16)福祉タクシー事業は、平成18年度から温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。」とする。

23-9 農林水産関係事務事業の取扱い

「(1)産地づくり交付金は、統一する。集落転作推進活動事業は、見直しの上引き継ぐ。利子補給は、統一する。農会長協議会は再編し、その他の団体・組織の定額助成は、廃止の方向で調整する。」を「(1)産地づくり交付金は、平成18年度から統一する。集落転作推進活動事業は、平成18年度から見直しの上引き継ぐ。利子補給は、平成18年度から統一する。農会長協議会は再編し、その他の団体・組織の定額助成は、廃止の方向で調整する。」に、「(2)町単独の事業助成は、適時適切な助成が行えるよう再編する。ただし、施設整備助成は、土地改良事業を含め温泉町の例を見直しの上統一する。」を「(2)町単独の事業助成は、平成18年度から適時適切な助成が行えるよう再編する。ただし、施設整備助成は、平成18年度から土地改良事業を含め温泉町の例を見直しの上統一する。」に、「(3)土地改良事業にかかる農業用施設の町単独修繕工事分担金は、廃止する。」を「(3)土地改良事業にかかる農業用施設の町単独修繕工事分担金は、平成18年度から廃止する。」に、「(4)林道整備事業にかかる分担金は、浜坂町の例により統一する。作業道開設事業及び枝打推進事業にかかる補助金は、温泉

町の例により統一する。」を「(4) 林道整備事業にかかる分担金は、平成18年度から浜坂町の例により統一する。作業道開設事業及び枝打推進事業にかかる補助金は、平成18年度から温泉町の例により統一する。」に、「(5) 有害鳥獣対策事業は、温泉町の例により統一する。」を「(5) 有害鳥獣対策事業は、平成18年度から温泉町の例により統一する。」に、「(6) 緑の募金は、浜坂町の例により引き継ぎ、温泉町の緑化推進事業は、廃止する。」を「(6) 緑の募金は、平成18年度から浜坂町の例により引き継ぎ、温泉町の緑化推進事業は、平成18年度から廃止する。」に、「(7) 和牛振興組合及び和牛振興会は、統一できるよう調整に努める。」を「(7) 和牛振興組合及び和牛振興会は、平成18年度から統一できるよう調整に努める。」に、「(8) 子牛品評会と子牛共進会は統一し、2才雌牛共進会及び県畜産共進会にかかる補助金は、引き継ぐ。」を「(8) 子牛品評会と子牛共進会は平成18年度から統一し、2才雌牛共進会及び県畜産共進会にかかる補助金は、引き継ぐ。」に、「(9) 子牛流死産互助共済事業は、温泉町の例により引き継ぐ。」を「(9) 子牛流死産互助共済事業は、平成18年9月から温泉町の例により引き継ぐ。」に、「(11) 優良牛確保事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。」を「(11) 優良牛確保事業は、平成18年度から温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。」に、「(13) 施設整備事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。」を「(13) 施設整備事業は、平成18年度から温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。」に、「(15) 岸田川漁業協同組合の定額助成は、廃止する。稚魚等放流事業及び外来魚駆除事業は、引き継ぐ。」を「(15) 岸田川漁業協同組合の定額助成は、平成18年度から廃止する。稚魚等放流事業及び外来魚駆除事業は、引き継ぐ。」に、「(16) アワビ等中間育成種苗導入事業及び漁獲共済加入促進事業は、引き継ぐ。漁船建造資金利子補給は、見直しの上引き継ぐ。」を「(16) アワビ等中間育成種苗導入事業及び漁獲共済加入促進事業は、引き継ぐ。漁船建造資金利子補給は、平成18年度から見直しの上引き継ぐ。」とする。

23 - 10 商工観光関係事務事業の取扱い

「(1) 商工会は、合併後の速やかな統合に向けて調整に努める。商店街振興事業のイベントは、継続する。ただし、プレミアム商品券は見直す。企業誘致助成は継続する。ただし、温泉町若者定住就労及び雇用促進奨励金と同様の助成は見直す。融資制度は継続する。ただし、限度額は温泉町の例により統一し、短期償還期限は浜坂町の例により統一する。」を「(1) 商工会は、合併後の速やかな統合に向けて調整に努める。商店街振興事業のイベントは、継続する。ただし、プレミアム商品券は平成18年度から見直す。企業誘致助成は継続する。ただし、温泉町若者定住就労及び雇用促進奨励金と同様の助成は、平成18年度から見直す。融資制度は継続する。ただし、限度額は温泉町の例により統一し、短期償還期限は浜坂町の例により統一する。」に、「(2) 新卒・Uターン就業者激励会は、単独で実施する。住宅資金助成事業は、廃止する。就労・雇用助成事業は見直す。杜氏組合は、温泉町の例により統一する。各事業は見直す。」を「(2) 就労・雇用助成事業は、平成18年度から見直す。杜氏組合は、温泉町の例により統一する。各

事業は見直す。」に、「(5) 温泉源は、現行のまま引き継ぐ。ただし、温泉審議会は、温泉町の例を基準に統一する。」を「(5) 温泉源は、現行のまま引き継ぐ。ただし、温泉審議会は、平成 1 8 年度から温泉町の例を基準に統一する。」とする。

2 3 - 1 1 建設関係事務事業の取扱い

「(1) 除雪路線及び除雪機械は、現行のまま引き継ぎ、除雪形態等は、合併後速やかに調整する。共同除雪用機械等導入事業は、温泉町の例により引き継ぐ。」を「(1) 除雪路線及び除雪機械は、現行のまま引き継ぎ、除雪形態等は、合併後速やかに調整する。共同除雪用機械等導入事業は、平成 1 8 年度から温泉町の例により引き継ぐ。」に、「(3) 道路整備にかかる分担金は、廃止する。狭小道路整備事業及び町道簡易舗装材料支給事業は、温泉町の例により引き継ぐ。」を「(3) 道路整備にかかる分担金は、平成 1 7 年度で廃止する。狭小道路整備事業及び町道簡易舗装材料支給事業は、平成 1 8 年度から温泉町の例により引き継ぐ。」とする。

2 3 - 1 3 学校教育関係事務事業の取扱い

「(2) 校外活動に対する助成は、温泉町の例を基本に見直しの上統一する。」を「(2) 校外活動に対する助成は、平成 1 8 年度から温泉町の例を基本に見直しの上統一する。」に、「(6) 通園費助成は、現行のまま引き継ぐ。通学費助成は、現行のまま引き継ぎ、合併後 1 年以内に統一する。」を「(6) 通園費及び通学費助成は、平成 1 8 年度から統一する。」とする。

2 3 - 1 4 社会教育関係事務事業の取扱い

「(1) 成人学級は、現行のまま引き継ぎ、合併後 3 年を目途に調整する。高齢者学級、障害者学級は、統合する。ただし、高齢者学級の会場は、2 会場とする。公民館活動は、現行を基本に引き継ぐ。生涯学習広報誌は、平成 1 8 年度に統一する。」を「(1) 成人学級は、現行のまま引き継ぎ、合併後 3 年を目途に調整する。高齢者学級、障害者学級は、平成 1 8 年度から統合する。ただし、高齢者学級の会場は、2 会場とする。公民館活動は、現行を基本に引き継ぐ。生涯学習広報誌は、平成 1 8 年度に統一する。」に、「(2) 人権啓発推進委員会は、現行のまま引き継ぐ。人権を考えるフェスティバル・人権講演会及び広報誌は、統一する。同和教育協議会、人権・同和教育協議会は、統一する。ただし、当分の間、旧町に支部を設置する。地域改善対策推進協議会は、現行のまま引き継ぐ。文化会館活動、ささゆり学級・ひまわり学級は、現行のまま引き継ぐ。奨学奨励金は、廃止の方向で調整する。」を「(2) 人権啓発推進委員会は、現行のまま引き継ぐ。人権を考えるフェスティバル・人権講演会及び広報誌は、平成 1 8 年度から統一する。同和教育協議会、人権・同和教育協議会は、平成 1 8 年度から統一する。ただし、当分の間、旧町に支部を設置する。地域改善対策推進協議会は、現行のまま引き継ぐ。文化会館活動、ささゆり学級・ひまわり学級は、現行のまま引き継ぐ。奨

学奨励金は、合併までに廃止する。」に、「(4)社会教育委員は、再編する。委員の数は、15人とする。」を「(4)社会教育委員は、平成18年度から再編する。委員の数は、15人とする。」に、「(5)ホームステイ事業は、現行のまま引き継ぐ。交流事業は、合併後3年を目途に調整する。国際交流協会、国際交流実行委員会は、統合できるよう努める。」を「(5)ホームステイ事業は、現行のまま引き継ぐ。交流事業は、合併後3年を目途に調整する。国際交流協会、国際交流実行委員会は、平成18年度から統合できるよう努める。」に、「(6)文化芸術活動は、基本的に現行のまま引き継ぐ。文化祭は、統合する。ただし、会場は2会場とする。地区文化祭は、現行のまま引き継ぐ。文化財は、現行のまま引き継ぎ、文化財審議委員会は、統合する。委員の数は、10人以内とする。」を「(6)文化芸術活動は、基本的に現行のまま引き継ぐ。文化祭は、平成18年度から統合する。ただし、会場は2会場とする。地区文化祭は、現行のまま引き継ぐ。文化財は、現行のまま引き継ぎ、文化財審議委員会は、平成18年度から統合する。委員の数は、10人以内とする。」に、「(7)成人式は、統一する。」を「(7)成人式は、平成18年度から統一する。」に、「(9)PTA連合会、子ども会育成連絡協議会、文化協会は、統合する。婦人会、体育協会は、合併後3年を目途に統合する。青年会は、現行のまま引き継ぐ。」を「(9)PTA連合会、子ども会育成連絡協議会、文化協会は、平成18年度から統合する。婦人会、体育協会は、合併後3年を目途に統合する。青年会は、現行のまま引き継ぐ。」に、「(11)町民センター図書室は、加藤文太郎記念図書館の分館として整備する。移動図書館車は、温泉町にも運行する。」を「(11)町民センター図書室は、平成18年度から加藤文太郎記念図書館の分館として整備する。移動図書館車は、平成18年度から温泉町にも運行する。」とする。

変更調印書

浜坂町及び温泉町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく浜坂町・温泉町合併協議会において、平成16年10月2日調印した浜坂町・温泉町合併協定書に関する変更協議が整い、上記のとおり変更したので、ここに署名調印する。

平成17年3月19日

浜坂町長

.....

温泉町長

.....

立 会 人

合併協議会顧問

.....

合併協議会顧問

.....

立 会 人

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

立 会 人

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....